

令和8年2月3日
乳幼児教育・保育支援課
教 育 環 境 課

給田幼稚園の認定こども園化及び施設の改築について

1 主旨

令和7年7月に決定した「区立幼稚園集約化等計画の一部見直しについて」において、烏山地域における集約化等計画の見直しを行い、給田幼稚園については存続のうえ、施設整備や運営形態等について検討を進めていくこととした。

給田幼稚園の整備方針策定に向けた検討委員会での検討を踏まえ、国や都の幼児教育・保育施策の動向や質の高い乳幼児教育・保育の推進拠点及びセーフティネットとしての役割とともに、烏山地域の保育園や幼稚園の需要の変化に対応した施設とするために、給田幼稚園の運営形態を幼稚園型認定こども園とし、認定こども園に必要な調理室等の設備を整えるため、改築を前提とした整備方針を策定することを報告する。

2 給田幼稚園の運営について

(1) 区立幼稚園集約化等計画（令和4年8月）における運営形態の考え方

集約化等計画策定時には、保育待機児の解消により新規の保育施設の整備を見合わせることとした区の方針を踏まえ、区立幼稚園の幼保連携型認定こども園への用途転換は当面行わず、集約化後の運営形態は、幼稚園として継続又は幼稚園型認定こども園へ用途転換するものとした。また、幼稚園型認定こども園へ用途転換する場合は、給食提供のための厨房の設置工事を行うこととした。

(2) 給田幼稚園の運営形態について

集約化等計画策定後、幼児教育・保育施設を取り巻く状況はさらに大きく変化している。就学前人口が減少する中、共働き世帯等の増加による保育の需要の高まりが続いており、一方で、幼稚園の入園児数は大きく減少していることから、複数の私立幼稚園が閉園する状況に至っている。特に烏山地域西部においては、私立幼稚園の閉園により、給田幼稚園が唯一の幼児教育施設となる。

そのため、給田幼稚園は集約化等計画の考え方のもと、公立施設として質の高い乳幼児教育・保育の推進拠点になるとともに、セーフティネットとしての役割等も踏まえ、地域需要へ柔軟に対応し、より活用される施設となるために、以下の要素を満たす幼稚園型認定こども園として運営する。

① 集団生活による遊びや学びを通じた体験の場の確保

地域の実情や時代にあった定員調整による安定した園運営が可能であり、質の高い教育・保育の推進拠点として、集団教育・保育から得られる様々な体験や活動に基づく実践や成果の発信ができる。

② 要支援児等にとっても変化が少ない環境の構築

教育と保育が一つの施設内で行われることにより、小学校教育への接続なども含め、

子どもたちの学びと育ちを総合的に支援できるようになる。また、専業・共働きといった働き方を問わず、幅広い家庭が利用することができ、在園中の働き方の変化(1号認定から2号認定への変更等)など、多様なニーズへ対応することができる。

こうしたことから、支援を要する子ども達にとっても集団生活を通じた経験や保護者の働き方による影響が少ない環境が構築でき、より一層インクルーシブ教育の推進を図ることができる。

③ 烏山地域における教育・保育の需要の変化への対応

②で示した多様なニーズへの対応により、烏山地域における保育園や幼稚園の需要の変化に対応することが可能となり、施設を有効活用することができる。

④ 国や都の幼児教育・保育施策の動向等も踏まえた、幼児教育施設の方向性との整合

「今後の幼児教育の教育課程、指導、評価の在り方に関する有識者検討会」において、今後の幼児教育施設の在り方として、「著しく減少を続けている公立幼稚園については、これまで果たしてきている役割を今後も果たせるよう、地方自治体において、地域の実情や保護者のニーズ等を踏まえつつ、3年保育や預かり保育の実施、認定こども園への移行等を検討することが必要」と提言されている。

3 給田幼稚園の改築の必要性について

認定こども園化に伴う調理室の整備及び医療的ケア児や要支援児の受入強化等の機能拡充に伴う施設のエレベーターの設置やバリアフリー化に対応する。給田幼稚園は老朽化(令和8年度で築57年)により改築または長寿命化改修となるが、以下の通り、園舎の現状から増築等による対応では困難なため、改築により施設整備を行う必要がある。

なお、改築にあたっては公共施設等総合管理計画を踏まえ、地域ニーズや隣接する給田小学校との接続等を考慮した施設の複合化について検討する。

① 調理室の整備

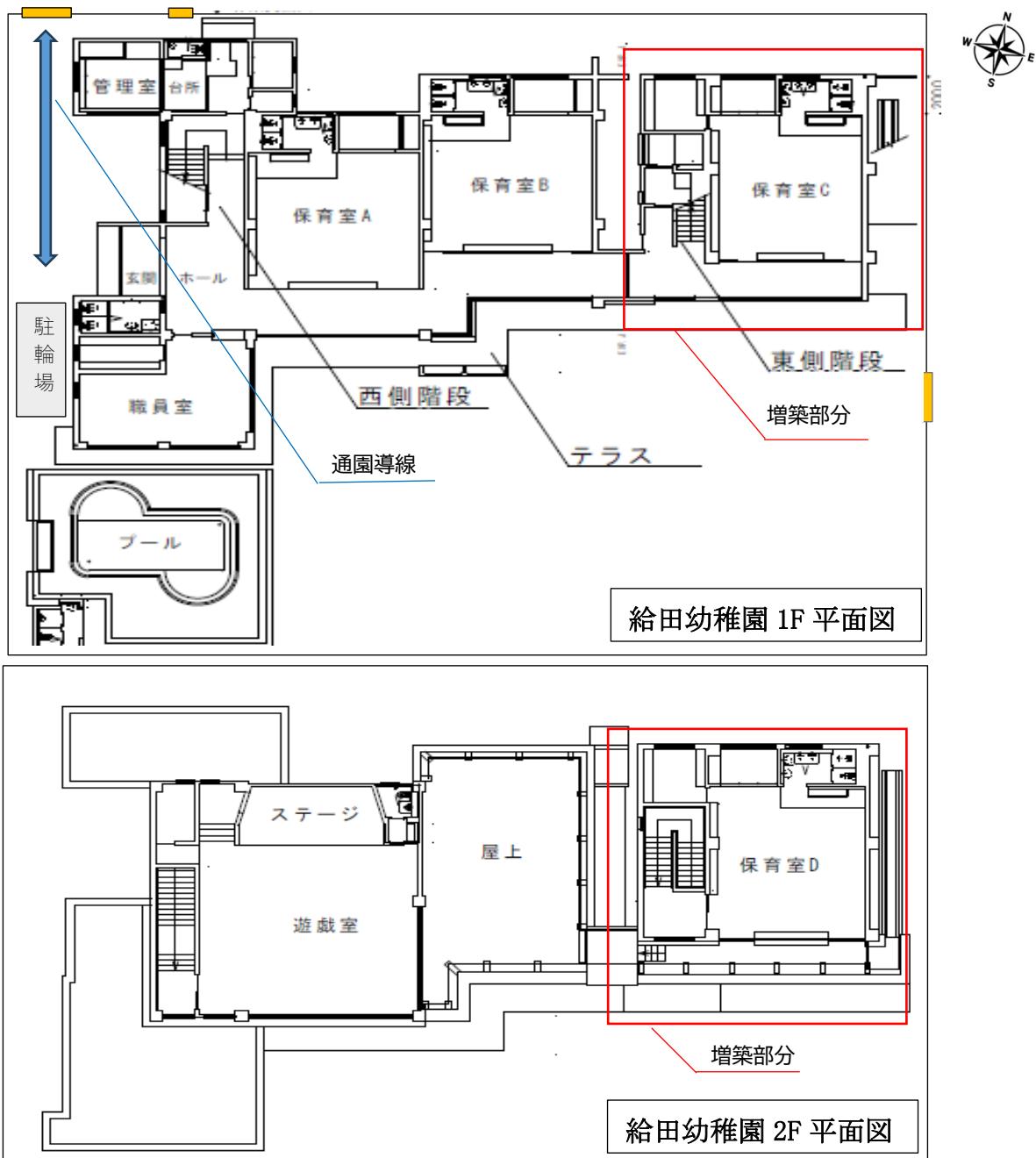
既存施設内には必要な調理室の面積を確保できるスペースがなく、調理室を増築とした場合、食材搬入の動線確保が困難となる。

② エレベーターの設置

給田幼稚園は、昭和52年に2階建ての増築をしており、2階部分が別棟で連続性がないため、エレベーターは2台分必要となる。さらに、2階部分は最低限のスペースのみで廊下がないため、現状エレベーターの設置スペースがない状況である。

③ バリアフリー化

両棟ともに2階部分の床に約40cmのレベル差があるため、バリアフリー化に適さない状況である。



4 今後のスケジュール(案)

- | | |
|-----------|------------------------|
| 令和8年4月 | 給田幼稚園の整備方針策定 |
| 令和8年5月 | 基本構想プロポーザル |
| 令和9年3月 | 基本構想策定 |
| 令和9年度 | 基本設計・解体設計 |
| | 八幡山幼稚園の今後の方針検討 |
| 令和10年度 | 八幡山幼稚園へ一時移転
実施設計・解体 |
| 令和11・12年度 | 改築 |
| 令和13年度 | 運営開始 |